

2005年9月15日  
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

高齢者虐待防止対策事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年9月6日付けで諮問（第151号）された高齢者虐待防止対策事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集することの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用等することの必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認めらる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用等する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

高齢者が家庭内で暴力を受けるなどの高齢者虐待が社会的問題となっており、本市においても平成16年度に介護保険事業所と在宅介護支援センターを対象に「家庭内における高齢者虐待に関する実態調査」を実施し、回答が得られた事業所全体の31.7%で何らかの高齢者虐待があるとの回答であった。この様な状況のなかで現行の老人福祉法や介護保険法の制度のもとで関係機関が連携し情報交換を行い、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた対応を図る必要から、平成17年度から高齢者虐待防止対策事業を開始するに至った。

平成17年度藤沢市高齢者虐待防止対策事業の概要は次のとおりである。

① 高齢者虐待防止ネットワーク会議(政策ネットワーク会議)の開催

関係機関の代表者からなる政策ネットワーク会議を開催し、この会議は藤沢市保健福祉総合委員会の下部組織として位置付けられる。

② 専門相談窓口の設置及び高齢者虐待防止ネットワーク関係機関会議(支援ネットワーク会議)の開催(個人情報に関係するもの)

保健福祉総合相談窓口が高齢者虐待の相談窓口を設置し、高齢者虐待専門相談員2名(保健師1名、社会福祉士1名)による相談を行い、虐待が疑われるケースについては高齢者虐待専門相談員及び高齢福祉課職員が関係機関の実務担当者と連携し、虐待防止支援ネットワーク会議を開催して支援策を検討し実施する。

③ 事例検討会及び研修会の開催

処遇困難事例の検討会を通して、関係機関との連携強化と対応方法のスキルアップを図り、関係機関、介護者及び地域住民に対する研修会を開催し高齢者虐待に対する知識の普及と防止を図る。

(2) 本人以外のものから個人情報を収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 本人以外のものから個人情報を収集する必要性について

高齢福祉課への高齢者虐待の情報提供は、本人からの相談はもとより在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)更には介護保険事業所(ホームヘルパー等)からの通報によるものが多い。この場合において被虐待高齢者本人から当該情報を収集できないことにより業務執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、ケアマネージャー又はホームヘルパー等から被虐待高齢者の生活環境や介護状況及び身体状況等の個人情報を収集する必要がある。

次に、被虐待高齢者及び虐待者の総合的な情報を収集する必要から保健福祉総合システムから下記の情報、また被虐待高齢者及び虐待者が精神障害者

である場合は障害福祉課から居宅生活支援福祉サービスの受給状況に関する情報を収集する必要がある。

(本人以外のものから収集する個人情報 対象は被虐待高齢者及び虐待者)

- ①住所、氏名、生年月日、家族構成、異動状況
- ②課税状況
- ③介護度
- ④介護保険受給サービス状況
- ⑤生活保護の状況
- ⑥精神障害者保健福祉手帳交付状況
- ⑦精神障害者居宅生活支援福祉サービス受給の有無
- ⑧精神障害者居宅生活支援福祉サービス受給状況
- ※①～⑦の情報は保健福祉総合システムから収集
- ⑧の情報は障害福祉課から収集

#### イ 目的外に利用することについて

個人情報を目的外に利用することについては、虐待者に係わる情報でもあり当該虐待者がその事実を知ることにより、被虐待高齢者への虐待行為を増長するおそれがあることから、目的外に利用する必要性がある。

#### (3) 目的外に利用させる必要性について

支援ネットワーク会議の構成は外部機関の職員だけではなく他課職員も含まれるものであり、被虐待高齢者の処遇を総合的に検討し、虐待防止及び早期対応を図る必要から当該被虐待高齢者の個人情報を支援ネットワーク会議構成員である他課職員に目的外に利用させる必要性がある。なお、目的外に利用させる課は次のとおりである。

- ①市民病院
- ②介護保険課
- ③市民健康課
- ④生活福祉課
- ⑤障害福祉課

※目的外に利用させる情報は「高齢者虐待相談票」の記載情報

#### (4) 目的外に提供する必要性について

関係機関による情報交換や協議は、被虐待高齢者の生命・身体の安全を図ることを目的とし、場合によっては緊急性を要することも想定できることから、高齢福祉課で収集した個人情報のうち高齢者虐待防止に必要な最少限度の情報を関係機関に提供し、目的を達成するために情報を共有化する必要がある。

目的外に提供する機関又は構成員は次のとおりである。

- ①医療機関
- ②弁護士
- ③藤沢警察署生活安全課
- ④藤沢北警察署生活安全課
- ⑤神奈川県藤沢保健福祉事務所保健予防課
- ⑥藤沢市高齢者福祉施設施設長会
- ⑦地域型在宅介護支援センター
- ⑧指定居宅介護支援事業所
- ⑨指定介護保険事業所
- ⑩藤沢市人権擁護委員会
- ⑪藤沢市民生委員児童委員
- ⑫藤沢市社会福祉協議会

※目的外に提供する情報は「高齢者虐待相談票」の記載情報

(5) 本人通知の省略について

被虐待高齢者の情報は、被虐待高齢者及び虐待者それぞれに係る情報であり虐待者があることにより、虐待行為を増長するおそれがあることから本人通知を省略する合理的理由がある。

(6) 個人情報の保護措置について

「藤沢市個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに、「藤沢市高齢者虐待ネットワーク関係機関会議運営要領」、「藤沢市高齢者虐待防止ネットワーク会議における個人情報保護基準」を設け、個人情報の保護措置を講じる。

(7) 実施時期

2005年10月1日

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

本業務は、虐待の早期発見及び早期対応を図ることを目的とし、その業務内容から迅速かつ正確な被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を収集し、適切な対応を図ることが求められるものである。この場合において当該被虐待高齢者から情報が得られないことは、虐待行為の発見が遅れるなど本業務の執行に支障が生じるおそれがあり、また被虐待高齢者本人から収集することは、虐待者の情報でもあるため虐待者があることにより、虐待行為を重ねるおそれもあることから、本業務の目的を達成する必要最少限度の範囲で被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を本人以外のものから収集する必要性は認められる。

(2) 目的外に利用等することの必要性について

本業務の目的は、高齢者虐待の早期発見とその早期対応を図ることであり、被虐待高齢者本人から直接相談を受ける以外ではケアマネージャー又はホームヘルパー等からの通報により虐待が存在する可能性を知るものであり、当該被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を収集することは、事実を確認するうえでは必要不可欠なものである。また、本人から同意が得られないことにより虐待行為の発見が遅れることは、虐待者が被虐待高齢者への虐待行為を重ねるおそれにつながることであり、本業務の執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、保健福祉総合システム及び他の実施機関から被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を目的外に利用する必要性は認められる。

被虐待高齢者及び虐待者に係る情報を収集分析し、虐待行為が疑われる場合は支援ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携し支援策を検討するとしている。

当該支援ネットワークにおいては、高齢者虐待個々の事案について事実確認及び危険度や緊急性の判断、支援方法の検討及び支援の実施を活動内容としておりその本来の目的を達成するためには、被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を当該支援ネットワーク構成員が共有化し総合的な支援策を検討する必要性があり他にその情報を収集する手段がないことから、当該個人情報を目的外に利用させること及び目的外に提供する必要性はありと認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用等することに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

本業務で取り扱う被虐待高齢者の情報は、被虐待高齢者及び虐待者それぞれに係る個人情報であり、虐待者がその事実を知ることにより被虐待高齢者に対する虐待行為を重ねるおそれ、虐待行為が潜在化するおそれがあることから、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上